

(事務連絡)

平成27年4月13日

指定行動援護事業所 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
(在宅福祉第一担当 075-222-4161)

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う行動援護の請求について

本市の市政、障害保健福祉行政に御理解、御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスについては、平成27年4月サービス提供分から報酬改定が行われます。行動援護についても、基本報酬の見直しとともに支援計画シート等の作成が必須化され、未作成の場合の減算が新設されました。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日まで経過措置が適用されています(経過措置期間中は、減算に対して新設されたサービスコードで請求をしても減算はされません)。

平成27年4月以降にサービス提供を行った行動援護の請求については、本来、経過措置期間中であっても支援計画シート等が未作成であれば上記の新設されたサービスコードで請求をしていただくこととなりますが、本市のシステムが今回の報酬改定によって大幅にシステム改修を行う必要が生じたために、その改修が完了するまでの間は支援計画シート等の作成にかかわらず従来のサービスコードで請求をしていただくようお願いいたします。

システム改修が完了し、新設のサービスコードでの請求に切り替えていただく時期については、改めて事務連絡で通知いたします。